

漢語「一定」の意味用法について

原 卓 志

目 次

はじめに

一、名詞(或いは形容動詞)・サ変動詞用法と副詞用法

二、副詞用法の変化

三、類義語との関係

四、口頭語的性格について

おわりに

はじめに

中世の言語の特色の一つとして、多種多様の漢語の使用があげられる。特に、平家物語をはじめとする軍記物語には多くの漢語が用いられ、地の文のみに止まらず、貴族や武士の会話文にも及ぶ。

従来、この漢語についての研究は量的な研究が中心であり、個々の漢語の意味用法に関して詳細に研究されたものは多くを見ない。日本における漢語の歴史を考究するためには、時代別・文献別の量的研究の上に、個々の漢語の意味用法について、前時代とのつながりや、位相上の問題等を見据えながら細かく検討し、かつ、同義・類義の和語との関係

をも検討し、積重ねてゆく必要がある。その積重ねの上に、漢語全般に対する歴史的な考察がなされなければならないと考えるのである。

本稿ではこのような意図に基いて、漢語「一定」を取上げ、その意味用法について中世前半期を中心に考察してみた⁽¹⁾。

一、名詞(或いは形容動詞)・サ変動詞用法と副詞用法

漢語「一定」については既に佐藤武義・中山緑朗氏に御論がある⁽¹⁾。漢語「一定」における副詞用法の成立時期について佐藤氏は、十一世紀前期の古記録に出現し、十二世紀にはかなり一般化していたと説かれる。確かに、十一世紀までの「一定」は次に掲げるように名詞(或いは形容動詞)・サ変動詞の用法となつて⁽²⁾いる。

○彼此^{つゞ}難^や一定、因茲不可辨行、(平安遺文一五七「筑前国牒案」貞観十年二月二十三日)

○彼此相違、難^や取^や一定、(平安遺文一六一「大宰府符案」貞観十年閏十二月二十五日)

○但相論一定後、將立券言上、(平安遺文二七九「大和国都介郷刀禰等解案」康保元年九月二十五日)

○但有主人不出客亭行大饗之例、是則太政大臣家例也、頗似難准、依有狐疑不能一定者、(九曆「九條殿記」承平六年正月三日「大臣家大饗」)

○是依當日^上卿尊卑可用也者、可有一定、(九曆逸文・承平七年三月二十八日)

○但彼日當御物忌、又々思惟、可有一定之仰者、(九曆「九條殿記」天曆五年十月一日「菊花宴」)

○以前承案内事等、未一定之間、今受重病、遂無沙汰、(權記・長徳四年七月十三日)

○入夜右中辨示送云、明朝可被仰一定、(權記・長保元年九月七日)

十一世紀に入っても御堂闋白記では「一定」の使用例二十八例総てが次掲のように名詞(或いは形容動詞)・サ変動詞の用

法である。

○令占筮可一定者、(寛弘元年八月二十二日)

○中将参彼宮、還来云、彼事一定了、今明間早可参給者、(寛仁元年八月五日)

○今日重日也、明後可仰一定、(寛仁元年十月十六日)

副詞用法の「一定」の例は、小右記・春記・水左記・後二條師通記に次のように見られる。

○左將軍云、教通、今日大殿被参新院、と号宣旨下了後、聞案内可参入者、仍一定可参入者、(小右記・寛仁元年八月二十五日)

○今日謁闕白次、大略談雅頼寛拳状事等、又有木工頭事、拳申大舍人頭守隆、頗有和氣、一定可存禅室御心歟、(小右記・万寿四年七月四日)

○公卿定申事、指而不可申、一定只可在勅定由定申歟、(春記・長曆二年十二月九日)

○返事云、一定所思也、但至于期日、申合大夫可申也者、(春記・長久二年二月十二日)

○答云、件事一定思食事也、(水左記・治曆三年五月十二日)

○召弁基綱、先例尋、一定可候者也、(後二條師通記・応徳三年十月八日)

○民部卿対面之次可被申歟、一定可書云々、(後二條師通記・寛治二年十二月八日)

以降、公家日記においては、中右記・殿曆・長秋記・兵範記等、「一定」の副詞用法が名詞(或いは形容動詞)・サ変動詞用法と共に見られる。

このように、副詞用法の「一定」は古記録には平安時代後期からかなり多く見られるのに対して、古記録以外の文献ではやや遅れ、十二世紀、院政期に入つて今昔物語集、古本説話集に見られ、その後の説話集・軍記物語には多くの例を見出す。

○「……若シ盜タルニ有ラム、極ク不審キ事也。實ニ一定其ノ衣ト見給ハズ、聖ヲ捕ヘテ可問ソキニコ有ナレ」云ケレ（今昔物語集 卷第二十九・第九話）

○「一定極楽へまいらせ給ぬらん」となむ入道の中将喜ひ給しと語り給し（古本説話集卷上・十一ウ六）

佐藤氏は、中世の説話集・軍記物語における「一定」の副詞用法と、それ以外の用法（名詞・形容動詞・サ変動詞）との用例数を比較され、副詞用法の数が多いことから、中世には、「一定」の副詞用法が優勢であり、その中で他の用法が共存していたと説かれている。確かに、軍記物語の用例数を見ると次の〔表Ⅰ〕のようになり、副詞用法の「一定」の用例数が多い。これに対して、院政期・鎌倉時代の公家日記における用例数を調査すると、〔表Ⅱ〕のようになる。

〔表Ⅰ〕

副詞用法以外の用法	副詞用法	作品	
		用法	作品
2	2	保元物語	
0	1	平治物語	
13	30	延慶本 覚一本	平家物語
0	6	曾我物語	
1	7	太平記	
3	2	義経記	

〔表Ⅱ〕

副詞用法以外の用法	副詞用法	日記	
		用法	日記
43	13	玉葉	
24	2	山槐記	
116	38	明月記	
10	8	玉葉	
8	3	勘仲記	
2	1	吉統記	

- 玉葉 自 長寛二年
- 玉葉 至 安元二年
- 玉葉 治 承元三年
- 玉葉 至 仁治三年
- 山槐記 自 仁平元年
- 山槐記 至 建久五年
- 勤仲記 自 建治元年
- 勤仲記 至 正安二年
- 明月記 自 治承四年
- 明月記 至 嘉禎元年
- 吉統記 自 文永四年
- 吉統記 至 乾元元年

これらは鎌倉時代中期までの資料であり、曾我物語・太平記・義経記との直接比較はできないが、院政期には副詞用法以外の用法がかなり多く、鎌倉時代の玉葉以降になると、その差が極めて小くなるものの、軍記物語とは逆に、副詞用法以外の用法の例が副詞用法の例を上回っていることがわかる。このことから、中世において、副詞用法が優勢であったと一般化して論ずることはできないように思われるのである。

更に、鎌倉遺文所収の古文書に見られる「一定」の用法を調査すると次のようになる。⁽³⁾

用法	年代	
	自	至
副詞用法以外の用法	33	24
副詞用法	36	36
用法	7	5
計	76	65

○但、「一定往生」四例は表中に含めていない。

便宜的に三期に分けて用例数を掲げた。ここでも公家日記と同様、副詞用法と副詞用法以外の用法との例数が相拮抗しており、副詞用法以外の用法の例数が、やや上回っている。

このように、公家日記・古文書のような古記録と軍記物語との間で、副詞用法と副詞用法以外の用法の用例数に違い

		解	文
	勤行式目	1	1
	評定事書	1	1

副詞用法の「一定」が見られる文書は十種類であるが、副詞用法以外の用法の「一定」は十九種類の多きにわたる。又、副詞用法の「一定」が見られる文書は書状・消息のような私的な性格を有する文書が大部分であり、その他は上申文書に限られている。これに対して、副詞用法以外の用法が見られる文書は、書状の占める割合が五六・一%と低くなっており、院宣（文書番号三九六・後白河法皇院宣）・太政官符（文書番号三七二〇）・下文（文書番号六三六三）、御教書（文書番号一三八八七）等公的性格の強い、上意下達文書が含まれている。上申文書においても勘文（文書番号一七二七・四一四一・四四七五・一六一七七）のような公的性格が強いと考えられる文書が含まれている。つまり、副詞用法の「一定」は私的性格の強い文書に使用されるのに対し、副詞用法以外の用法の「一定」は公私の性格を越えて、様々な文書に使用されるのである。

以上のような問題点について、以下「一定」の副詞用法について細かく考察した上で、後に節を改めて考え直してみたいと思う。

二、副詞用法の変化

本節では「一定」の副詞用法に限定し、更にその用法を細かく検討することにする。延慶本平家物語に見られる副詞用法の「一定」は次のように分類することができる。

○推量の助動詞を伴うもの（二三例）

- ①（左兵衛尉家貞）「……今年ノ五節御出仕ニハ一定僻事出来候へキ由粗承ル旨候……」ト内々申セハ（第一本・一七

漢語「一定」の意味用法について

オ九)

② (頼朝) 「……此気色ヲミテ主ニ語ナハ一定襲ワレヌヘケレハ彼男ヲハ捕ヘテ置タルソ……」 (第二末・四九〇一〇)

③ (大治四郎) 「……兵衛佐モ打レ給タルトコソ申アヒテ候ツレ誠ニ遁給ヘキ様モナカリツル上ニ手ヲ下テ戦給ツレハ一定打レ給ツラム」トソ申ケル (第二末・六五ウ三)

④ (義経) 「一定昼ノ起請法師女カシ態ニテソ候ラム」ナムトソ云ケル (第六末・一七オ四)

⑤ 卿公ハ「平家ニケコ見ヘテ一定渡サレナムス十郎藏人ニ先ヲ懸ラレテハ兵衛佐ニ可面合カ」ト思ケレハ (第三本・七三オ四)

⑥ カヽリケレハ人ノ口ノニクサハ「アハ面白事見テムス源氏ハ勢モヲク手モキヽ心モタケカナレハ一定源氏勝テ平家負ナムス」トテ己カ得付官ノ成ムスル様ニ面ヽニサヽヤキ悦ケルソヲカシキ (第三末・五五ウ二)

⑦ (藏人仲国) 「……内ニテ弾給シ時ハ仲国御笛ノ役ニ被召テ参リシカハ箏ノ音ヨク聞知タリ一定尋出シマヒラセテム物ヲ」ト思テ (第三本・一七オ四)

○疑問の終助詞を伴うもの (三例)

⑧ (清盛) 「……抑此事ハ院ハ一定被知食ニタルカ」ト宣ケレハ (第一末・一五オ八)

⑨ 此人ノ母ハ治部卿殿トテ七条ノ女院ニ祇候ノ女房ナリケルヲ迎ヨセラレテ「一定知忠ノ頸カ」トミセラレケレハ (第六末・八二ウ四)

○特に注目すべき辞を伴わないもの (一四例)

⑩ (源藏人大夫資基) 「……争カ神ノ御威光ヲハ失進ヘキ大将ニ進セヨトテ一定進リ候ヌト存候……」 (第一本・六四

ウ一〇)

- ⑪ (清盛) 「……御軽々ノ君ニテ渡ラセ給フ一定天下ノ煩当家ノ大事引出サセ給ヌト覚ル……」 (第一末・四二ウ一)
- ⑫ (重盛) 「……御運ハ一定末ニナリテ候ト覚候……」 (第一末・四六ウ一〇)
- ⑬ (半澤六郎成清) 「……トクく御推参有ヘシ遅々セハ一定追討使遣サレヌ」ト申ケレハ (第二末・八二オ八)
- ⑭ 「一定討レ給ヌ」トハ聞給ヘトモ (第五本・八六オ二)

このように、延慶本平家物語における副詞用法の「一定」は約半数が推量の助動詞を伴っており、特に注目すべき辞を有さぬものの中でも、⑩のような「一定……ト存」や⑪⑫のような「一定……ト覚」の如き表現が九例あり、所謂推量をあらわす表現が多い。又、疑問の終助詞を伴う例も、広い意味での推量表現と解釈することができるかもしれない。この他の軍記物語での用法をも調査すると、次の表のようになる。いずれも、推量の助動詞を伴い、「一定……ト覚」型の表現をとることが多いということが見て取れる。

このように軍記物語においては、副詞用法の「一定」が主に推量表現に用いられることが知られるのである。但し、義経記には意志の助動詞「ム」を伴う例が一例見られる。次掲の例である。

○五日は女に名残を惜しまれて立たず、六日の暁は一定出でんとぞしける。 (巻第六)

このような例は愚管抄にも見られる。

○一定事ガラノマコトソラコトラミントテ、入道ヨビトレト云事ニテ、 (巻第六)

しかし、意志をあらわす表現に「一定」が用いられるのは極めてまれであり、例外的なものである。

用法	作品		4	2	1	太平記	義経記
	保元物語	平治物語					
ベシ			延慶本	覚一本	曾我物語		

漢語「一定」の意味用法について

伴う 意志の助動詞を	特に 注目す べき辞を有さず	一ト存 一ト覚	疑問の終助詞を 伴う	推量の 助動詞 を伴う			
				ジ	ムズ	ム	ラム
				1	1		
		1					
	5	9	3		3	1	5
	2	1	1		2		1
	2	1	1			4	
	1	4					2
1						1	

次に公家日記・古文書における副詞用法の「一定」について検討してみたい。但し、公家日記や和化漢文体の古文書では、助動詞「ラム」「ム」「ムズ」等が表記されることが極めて少ないため、「可」の解釈と、疑問の終助詞を中心として分類する。なお、「可」は大きく「命令」「意志」「推量」の三種に分類した。⁽⁵⁾

〔公家日記における「一定」の副詞用法〕

命 令	意 志	推 量	疑 問	そ の 他
	1017 寛仁元年八月廿五日 〈小右記〉			
			1027 万寿四年七月四日 〈小右記〉	

1000

<p>1108 天仁元年五月十七日 〈殿曆〉</p>	<p>1102 康和四年十月廿二日 〈中右記〉</p>	<p>1088 寛治二年十二月八日 〈後二條師通記〉 同十二月廿五日 〈後二條師通記〉</p>	
	<p>1093 寛治七年三月十三日 〈後二條師通記〉</p>	<p>〔或イハ意志カ〕 1093 寛治七年十一月八日？ 〈後二條師通記〉</p>	
	<p>1095 嘉保二年四月廿四日 〈中右記〉 同十月廿三日〈中右記〉</p>	<p>1086 応徳三年十月八日 〈後二條師通記〉</p> <p>1092 寛治六年八月一日 〈後二條師通記〉</p> <p>1093 寛治七年十二月廿四日 〈後二條師通記〉</p>	
<p>1105 長治二年八月十三日 〈中右記〉</p>		<p>1088 寛治二年十二月廿二日 〈後二條師通記〉</p>	<p>1039 長暦三年十二月九日 〈春記〉</p>
<p>1108 天仁元年九月十五日 〈中右記〉</p>		<p>1090 寛治四年四月廿日 〈後二條師通記〉</p> <p>1091 寛治五年正月廿二日 〈後二條師通記〉</p>	<p>1041 長久二年二月十二日 〈春記〉 同二月十八日〈春記〉</p> <p>1067 治暦三年五月十二日 〈水左記〉</p> <p>1077 承暦元年八月六日 〈水左記〉</p>

漢語「一定」の意味用法について

<p>1156 保元元年十二月二日 〈兵範記〉</p> <p>1170 嘉応二年十一月廿三日 〈玉葉〉</p>	<p>1130 大治五年九月一日 〈中右記〉</p> <p>1135 保延元年五月七日 〈長秋記〉</p>
	<p>1131 天承元年三月廿二日 〈長秋記〉</p>
<p>1167 仁安二年五月一日 〈玉葉〉</p> <p>1154 久寿元年四月十六日 〈兵範記〉</p>	<p>1112 天永三年九月廿五日 〈殿曆〉</p> <p>同十一月一日〈中右記〉</p> <p>1113 永久元年八月十六日 〈長秋記〉</p> <p>1127 大治二年十二月十六日 〈長秋記〉</p> <p>1131 天承元年九月八日 〈長秋記〉</p> <p>1133 長承二年九月二日 〈長秋記〉</p>
	<p>1129 大治四年二月十七日 〈長秋記〉</p> <p>1136 保延二年十一月十八日 〈台記〉</p>
<p>1171 嘉応三年八月十七日</p> <p>1153 仁平三年四月廿八日 〈兵範記〉</p> <p>1151 仁平元年正月九日 〈台記〉</p>	<p>1111 天永二年三月十二日 〈中右記〉</p> <p>1112 天永三年十月廿四日 〈中右記〉</p> <p>1120 保安元年六月廿八日 〈中右記〉</p> <p>1127 大治二年六月八日 〈中右記〉</p> <p>1130 大治五年四月十二日 〈中右記〉</p> <p>同九月十日〈長秋記〉</p> <p>1132 長承元年二月十九日 〈中右記〉</p> <p>1136 保延二年十一月十日 〈台記〉</p>

1172 承安二年二月十六日
〈玉葉〉

1175 承安五年正月六日

〈玉葉〉

1176 安元二年十二月十四日

〈玉葉〉

同十二月十八日〈玉葉〉

1177 安元三年四月十四日

〈玉葉〉

同六月廿四日〈玉葉〉

1178 治承二年二月七日

〈玉葉〉

1180 治承四年八月十一日

〈玉葉〉

1181 治承五年閏二月七日

〈玉葉〉

1183 寿永二年十二月三日

〈吉記〉

同十二月七日〈玉葉〉

1186 元暦二年正月六日

〈吾妻鏡〉

1172 承安二年十一月廿九日
〈玉葉〉

1174 承安四年正月廿日
〈玉葉〉

同二月廿五日〈玉葉〉

1175 安元元年十二月十三日

〈玉葉〉

1177 安元三年六月廿四日

〈玉葉〉

1178 治承二年二月七日

〈玉葉〉

1180 治承四年二月廿一日

〈山槐記〉

同十二月廿一日〈山槐記〉

1181 治承五年七月三日

〈玉葉〉

1182 寿永元年十月三日

〈玉葉〉

1183 寿永二年十一月五日

〈玉葉〉

同十二月八日〈玉葉〉

1189 文治五年四月廿二日

1250	1200
<p>1284 弘安七年九月廿八日</p> <p>同十月八日〈明月記〉</p>	<p>1200 正治二年正月十日 〈吾妻鏡〉</p> <p>1204 元久元年十一月廿六日 〈明月記〉</p>
<p>1231 寛喜三年八月廿四日 〈明月記〉</p> <p>1235 嘉禎元年十月七日 〈明月記〉</p>	<p>1196 建久七年四月廿三日 〈明月記〉</p> <p>1199 正治元年七月十五日 〈明月記〉</p> <p>1202 建仁二年五月六日 〈明月記〉</p> <p>1206 建永元年六月十九日 〈明月記〉</p> <p>1210 承元四年十月十五日 〈玉藥〉</p> <p>1211 承元五年十一月七日 〈玉藥〉</p>
<p>1225 嘉祿元年正月十三日 〈明月記〉</p> <p>1230 寛喜二年四月一日 〈明月記〉</p> <p>同八月一日〈明月記〉</p>	<p>1225 嘉祿元年十二月廿九日 〈明月記〉</p> <p>1220 承久二年五月十七日 〈玉藥〉</p> <p>1211 承元五年三月五日 〈玉藥〉</p> <p>同三月十九日〈玉藥〉</p> <p>同九月二日〈玉藥〉</p>

1300	
1292 正応五年九月廿四日 〈勘仲記〉	1288 正応元年四月廿日 〈勘仲記〉
1301 正安三年十一月十八日 〈吉統記〉	

(注) 明月記の「その他」の用例(二七例)は省略した。

〔命令〕

○ 依召参御前、佐實犯人事有沙汰、但皇后宮大進伸正也、仍可尋問之由有仰、未剋許又参入、参御前、一定可召問之由有仰、(殿曆・天仁元年五月十七日)

○ 源中納言示送云、初齋院事、可奉行之由被仰下、仍御堂供養奉行事有違亂事、一定追可申之、(玉葉・嘉應二年十一月二十三日)

〔意志〕

○ 中宮大夫尚齒會也、日來有招引、然而猶與問、不申一定可参之由、(長秋記・天承元年三月二十二日)

○ 幕下返奏云、猶於重衡者、來十日一定可下遣也、然者、東國勇士等、乖頼朝、可隨重衡之由、可載院宣者、(玉葉・治承五年閏二月七日)

○ 二月十日之比には、一定船をは上する也。(吾妻鏡・文治元年正月六日「頼朝書状」)

〔推量〕

○ 又或人云、於宅出者、一定可響取太相國女云々、(玉葉・仁安二年五月一日)

漢語「一定」の意味用法について

○今夜大衆、一定可參洛之由風聞、(玉葉・安元三年四月十四日)

○平氏一定可入洛云々、行家去廿八日合戦之由、世ニ嗽々、(吉記・寿永二年十二月三日)

○自宮送使云、諸司祭物一定可及闕如云々、(勤仲記・弘安七年九月二十八日)

〔疑問〕

○未刻、定能卿、自院告送云、大將殿御事、一定沙汰候歟、承旨候也云々、(玉葉・寿永元年十月三日)

○此間坊門大納言招予被示云、明日一定被來訪歟、爲必定者、所役事例有無勘見、可申左右也者、(明月記、建久七年四月二十三日)

〔その他〕

○又頃之先武官非參議下名、端許ヲ披見之後、一定、武官ヲハ右ニ置テケリト思夫、返置了ヌレバ、文官不披見也、(台記・保延二年十一月十日)

○中宮御乳母二条君談云……又二三年あらハ一定八条院御氣色不快なりぬと覚候也、(玉葉・承元五年三月五日)

この表に依ると、公家日記において、「一定」の副詞用法の成立時から、命令・意志・推量各々と解釈される「可」を伴う例、及び疑問の終助詞を伴う例、その他とその用例が見出される。しかし、推量の「可」と解釈される例に比して命令・意志の「可」と解釈される例は少ない。そして、命令の「可」と解釈される例は院政期中半頃、意志の「可」と解釈される例は院政期末頃までは見られるが、その後、調査した公家日記においては見られなくなっている。

一方、鎌倉遺文所収の古文書を見ると公家日記と同様に、推量の助動詞「可(ベシ)」「ム」「ムズ」「ラム」を伴う例が鎌倉時代を通して二十九例見られるのに対し、命令の「可(ベシ)」と解釈される例は二例、意志の「可(ベシ)」と解釈される例は四例と少ない。

〔鎌倉遺文における「一定」の副詞用法〕

命令	意志	推量	疑問	その他
<p>1220 承久二年 △二六九八◇可</p>	<p>1224 貞応三年 △三二〇〇◇可 △三二七〇◇可</p>	<p>1200 正治二年 △二〇九九◇ベシ</p> <p>1204 元久元年 △二四六〇◇ム</p> <p>1219 建保七年 △二四六四◇可</p> <p>1220 承久二年 △二六九八◇ムズ</p> <p>1221 承久三年 △二七七五◇ラム</p> <p>1223 貞応二年 △三〇四四◇可</p> <p>1226 嘉祿二年 △三四五一◇可</p> <p>1233 貞永二年 △四四七〇◇ム</p>	<p>1233 貞永二年 △四四七四◇</p>	<p>1190 文治六年 △四三五◇</p> <p>1201 建仁元年 △二二五三◇</p> <p>1204 元久元年 △二四六二◇</p> <p>1213 建曆三年 △二〇五四◇</p> <p>1220 承久二年 △二六九八◇</p> <p>1233 天福元年 △四四九六◇覚</p>

漢語「一定」の意味用法について

1250

1245 寛元三年
〈六五〇四〉可

1261 弘長元年
〈八六六一〉ベシ

1274 文永十一年
〈二一五七一〉可

1236 嘉禎二年
〈五〇六二〉可

1255 建長七年
〈七九二六〉ムズ

1277 建治三年

〈二七三五〉ム
〈二七九三〉ム
〈二八二九〉ム

1276 建治二年

〈二二三一〉ラム

1274 文永十一年

〈一七〇四〉ム
〈一七一九〉ラム

1273 文永十年

〈一三二二〉ラム

天福元年
〈四五三七〉
1236 嘉禎二年
〈四九四四〉

1273 文永十年
〈二一九五〉
1274 文永十一年
〈二五八八〉

1250 建長二年
〈七一七六〉

1268 文永五年
〈九八九五〉おぼへ

1273 文永十年
〈二一五〇〉

1274 文永十一年
〈二六五八〉

1276 建治二年

〈二五三一〉覚

1277 建治三年

〈二七六八〉覚
〈二七九七〉
〈二八五五〉

1300

<p>1319 元応元年 △二七一七七△ム</p>	<p>1299 正安元年 △二〇一九八△ムズ</p>
<p>1305 嘉元三年 △二二三二四△ラム</p> <p>1307 徳治二年 △二三〇七二△ラム</p>	<p>1286 弘安九年 △二五九九〇△ △二五九九七△</p>
<p>1308 延慶元年 △三三四四〇△覚</p>	<p>1299 正安元年 △二〇一二六△覚</p> <p>1300 正安二年 △二〇五七八△存</p> <p>1285 弘安八年 △二五六〇二△</p> <p>1281 弘安四年 △二四四二二△ △二四五一六△をほへ</p> <p>△二二九〇八△をほう る</p>

(注) 「鎌倉遺文」既刊第三六卷(元亨三年)までを対象とした。△△内は文書番号。

漢語「一定」の意味用法について

〔命令〕

○如此令申入給はんニ、起請之所ニ、聊もいかにそや、いたうかく申ても、又有後悔歎なと思食ハ、努力々々、不可令申給、其ハ猶御運命冥衆加護不可如思と、一定可思食候也、(二六九八「慈圓書狀」承久二年)

○野宮用途帳除可通用物之外、具令一定可被調物等注分、令進候、(六五〇四「小槻淳方書狀」寛元三年)

〔意志〕

○今日にてても可罷登由、存候之處、上覺御房登山日を承候て、可罷登之由存候て、尋申候了、いかさまにも、二日にて候はずハ、三日ハ一定可罷登候也、(三三〇〇「宗全書狀」貞応三年)

○明日一定可下向候、今一度經聽聞したく候に、辨公御房、今夕可令出給由、可令傳申給候也、(三二七〇「行慈書狀」貞応三年)

○十三日ニハ、一定まかりのほり候へく候也、あなかしく、(八六六一「經堅書狀」弘長元年)

○明曉一定可罷立之由、存候之處、聊子細候間、延引、明後日仕候也、(二一五七一「實通書狀」文永十一年)

〔推量〕

○九條右丞相ハ貞信公二男、上ニ小野宮殿實賴御坐、其上我身ハ短祚者也、一定此兄ニハ先立なんすと令知給、(二六九

八「慈圓書狀」承久二年)

○むめのはなかのほりて、つやく、父上のなきに、ひしりかいるをとりたつるに、さしてふしきにまいらせよとおほせられしも、又一定こん中ははらたつらんとおほゆる也、(二七七五「後鳥羽上皇消息」承久三年)

○まれくつけられたるものをさへ、めしつかへさるなど、一定いふらんとおほゆる也、(同右)

○御邊は腹あしき人なれば、火の燃かとし、一定人にすかさねなん、(二二八二九「日蓮書狀」建治三年)

○今日使者も定又語申候歎之由、申候つる時に、一定召尋出章文許こともや候らんと、事之様不審候、(二三〇七二「伏

見上皇書狀「徳治二年」

〔疑問〕

○御下向一定何日候乎、先日令申候御牧狼籍人事（籍）、子細必可被傳申候、（二一五八八「某書狀」文永十一年）

○杉原六枚進之候、是も下品、一定難立御用候歟、恐々、（二五九九七「馬朝紙送狀」弘安九年）

〔その他〕

○罷上候之處、何事候哉、抑關東へへ、一定廿六日罷下候也、（二二五三「聖玄書狀」建仁元年）

○ふかく信する心と申候は、南無阿彌陀佛と申せは、その佛のちかひにて、いかなるとかをもきはらず、一定むかへ

給ふそと、ふかくたのみて、うたかふ心のすこしもなきを申候けるに候、（二四六二「源空法然書狀」元久元年）

○事實ならば代々皇居の跡也、馬の蹄にかけむ事恐あるべきよし、内々御沙汰も候へば、一定仰出さるゝ道も候はぬと覺候、（四四九六「北條泰時書狀」天福元年）

○この事はあまりになげかしく候へは、ふてをとりて候ぞ、これもよもひさしくもこのよに候はし、一定五郎殿にゆきあいぬとをほへ候、（一四五二六「日蓮書狀」弘安四年）

公家日記・古文書における例をあわせて考えると、命令・意志の表現に「一定」が見られるのは十二世紀までであり、十三世紀に入ると、その使用は極て少なくなっていることがわかる。つまり、漢語「一定」はそれまで名詞（或いは形容動詞）・サ変動詞用法のみであったが、十一世紀に新たに副詞用法を生じた。しかしその後二百年のうちに、次第にその用法を狭め、先ず命令表現において、次いで意志表現において用いられることが少なくなつていつたと考えられるのである。平家物語をはじめとする中世の軍記物語に現われる副詞用法の「一定」は、用法を狭めた後、専ら推量表現に用いられるようになった時の姿であると言えそうである。

三、類義語との関係

ここで「一定」の副詞用法と類義の和語との関係について検討し、副詞用法が狭まった原因を考えてみたい。

副詞用法の「一定」の類義語としては、「カナラズ」「タシカニ」「サダメテ」が考えられる。本来ならばこれらの語の用法について、各時代・各文体の文献を精査する必要があるが、ここではとりあえず、玉葉・吾妻鏡・明月記と今昔物語集・延慶本及び寛一本平家物語とを上げて考察することにする。なお、便宜上玉葉は長寛二年から承安二年、吾妻鏡は治承四年から文治五年、明月記は治承四年から建永元年に限定した。次に掲げる表が各々の日記・作品における「カナラズ」「タシカニ」「サダメテ」の用法を分類したものである。

「カナラズ」の用法（玉葉・吾妻鏡・明月記）

用法	日記			
	玉葉	吾妻鏡	明月記	その他（否定ラ含ム）
命令（可）	20	3	8	11
意志（可）	5	2	0	8
推量（可） （不可）	1	1	2	11
疑問（欵）	4	1	5	10
その他（否定ラ含ム）	36	8	11	55

「カナラズ」の用法（今昔物語集・平家物語）

用法	作品				
	今昔物語集	平家物語			
命令（命令形） （ベシ）	84	21	3	3	111
意志（ム）等 （ベシ）	59	9	3	3	74
推量（ム）等 （ベシ）	132	5	4	3	144
可能（ベシ）	5	0	0	0	5
否定（反語ラ含）	14	23	3	3	43
その他	127	34	20	20	181

漢語「一定」の意味用法について

命令 (ハシ) (命令形)	用法	作品	
		今昔物語集	平家物語
	21	延慶本	
8	覚一本	1	

「タシカニ」の用法 (今昔物語集・平家物語)

用法	日記	玉葉	吾妻鏡	明月記
		2	50	0
		1	60	5
推量(可)	7	60	1	
疑問(哉)	その他(否定ヲ含ム)	2	50	0

「サダメテ」の用法 (玉葉・吾妻鏡・明月記)

用法	日記	玉葉	吾妻鏡	明月記
		8	1	0
		2	0	5
命令(可)	命令(不可)	23	5	
その他(否定ヲ含ム)	8	1		

「タシカニ」の用法 (玉葉・吾妻鏡・明月記)

その他	疑問 (カヤ)	推量							用法	作品
		ジ	ムズ	ムトス	メリ	ベシ	ケム	ム		
34	4	13	0	7	6	6	12	26	33	今昔物語集
4	11	1	2	0	0	2	1	3	37	延慶本
0	1	0	0	0	0	1	1	0	23	覚一本

「サダメテ」の用法 (今昔物語集・平家物語)

その他	疑問(ヤ)	意志(ム)
37	1	4
6	0	2
1	0	1

先ず、玉葉・吾妻鏡・明月記の調査結果から検討してみたい。「カナラズ」は命令・意志・推量の各表現に使用されている。用例数から判断すると、命令表現において使用されることが極度多く、以下意志・推量表現の順となるが、命令表現に比してその例数は少ない。「タシカニ」の場合は多くの用例を見出し得ないが、調査した文献には意志・推量表現に用いられた例は無く、命令表現に用いられているのみである。「サダメテ」は疑問の終助詞「欵」と呼応するものが大部分であり、大きな特徴となっている。命令・意志表現に用いられることはなく、推量表現において僅かに用いられるだけである。

以上の点と今昔物語集・平家物語の調査結果を比較すると少々相違点が見られる。「カナラズ」においては延慶本平家物語が古記録と同じ様相であり、命令表現において使用されることが多く、以下意志・推量表現の順となっているのに対し、今昔物語集では命令表現よりも推量表現に用いられる例が多い(寛一本平家物語もこれに近いが用例数が少ないので保留する)。「タシカニ」では古記録には見られなかった、意志表現における使用例が認められる。用例数からは主に命令表現に用いられていることがわかる。「サダメテ」は、古記録では僅かな例しか見られない推量の助動詞を伴う例が多く、疑問の終助詞を伴う例は少ない。⁽⁶⁾

ところで、「カナラズ」と「サダメテ」との差異については、日本古典文学大系『今昔物語集二』補注において、「カナラズ」の伴う助動詞「ベシ」の大部分が命令でなければ主格の決意を示すものであることや、結語の命令表現的なもの等、「サダメテ」には見られない用法が見られる点から考察され、

「定メテ」と「必ズ」との間には両者相通する用法も勿論見られるが、その区別を求めるならば、「定メテ」は、より冷静な、客観的判断としてのキットであり、多分……に違いないという静観であるが、「必ズ」は、疑い無く……するに相違ない、どうあつても……となるに違いないという強い信念もしくは積極的な主観的判断を本体とする、ということに帰するであろう。

と説かれる。⁽⁷⁾「一定」の副詞用法にも、命令表現・意志表現にかかわるものが存することからすれば、「一定」の副詞用法も亦、「カナラズ」に近いものであり、「サダメテ」とはその性格を異にするものと考えられるであろう。とすれば、「一定」の副詞用法と「サダメテ」には、「カナラズ」と「サダメテ」との関係をあてはめて考えて差支えないことになる。つまり、「一定」の副詞用法が狭まった事に対して、「サダメテ」が直接に影響を及ぼしたとは考えにくいのである。そうすると、同じような性格を有する「カナラズ」「タシカニ」の用法こそが、その原因であると見られそうである。

「カナラズ」「タシカニ」が命令表現においてよく用いられた語であることは先の調査結果から明らかである。この両語の存在が「一定」の副詞用法において早く命令表現にかかる例の見られなくなるこの原因に当るのではないかと考えられる。又、意志表現においても「カナラズ」「タシカニ」両語がその用法を有しており、用例数にあらわれた以上に勢力が強く、副詞用法の「一定」が勢力を伸すには至らなかったのではないかと想像される。推量表現では、「タシカニ」がその用法を有さず、「カナラズ」もそれ程勢力が強くはなかったのではないかと思われる。副詞用法の「一定」が主に推量表現に用いられることになった理由はここにあるのである。今昔物語集では「カナラズ」が推量表現に用いられることが多く、全体の三一・四％に及ぶ。しかし、平家物語では少なくなっている。これは、今昔物語集に副詞用法の「一定」が一例しか見られないのに対して、延慶本平家物語では三十例、寛一本平家物語では九例見られることに関係があるように思われる。すなわち、今昔物語集において推量表現に用いられていた「カナラズ」が平家物語においては「一定」に交替したものと解釈されるのである。

以上、「一定」の副詞用法が狭まった理由について、類義の和語との関係から述べてきたが、更に多くの文献を幅広く調査した上で検証しなければならない。

四、口頭語的性格について

副詞用法の「一定」について、その用例を検討すると、延慶本平家物語における三十例総てが会話或いは思惟相当の文中に用いられていることがわかる(具体例は第二節参照)。他の軍記物語においても亦同様に、会話・思惟相当の文中に用いられている。副詞用法の「一定」が主に推量表現にかかわっていることからすれば、当然のことではあるが、このことは注目しておくべきことかもしれない。

前節では副詞用法の「一定」が「カナラズ」に近い性格を有していることについて述べたが、その「カナラズ」は、会話・思惟相当の文中に用いられる他、地の文にも使用される。延慶本平家物語の例を掲げる。

○サモ可然一人ハ必ス相人ニ非レトモ皆カクコソヲハスレ (第二中・七三〇八)

○御悩ハ丑ノ尅ハカリニテ有ケルニ東三條ノ森ノ方ヨリ黒雲一ムラ立來テ御殿ノ上ニ覆ヘハ主上必ヲヒヘサセ給ケリ (第二中・八七〇八)

○云何ナル非法非例ナレトモ聖代モ明時モ必御裁許アリ (第二末・一〇六ウ三)

右の例はいずれも推量の助動詞等を伴わないものであるが、「一定」の場合は、このような推量の助動詞を伴わない例でもやはり会話・思惟相当の文中に用いられるのである。地の文に用いられる「カナラズ」の例は今昔物語集にも多く見られる。これは、「カナラズ」と副詞用法の「一定」との差異の一つと考えても良いと思われる。

公家日記に用いられた副詞用法の「一定」も既に挙例した如く「○○云……者」「……云々」「……之由風聞」等の会話、或いは消息文引用の文型に出現するものが中心である。公家日記のこのような会話引用が、どの程度当時の生の会話を写しとっているかは問題であり、今後の研究に俟たなければならないが、軍記物語と同様、会話文(或いは消息文)を中心として使用されていると言えるようである。⁽⁸⁾

以上の点は、前に述べた、鎌倉遺文所収の古文書において、名詞(或いは形容動詞)・サ変動詞用法の「一定」が上意下達文書のような公的性格の強い文書にも使用されるのに対し、副詞用法の「一定」が書状・消息の如き私的性格の強い文書に限って使用されるということと深くかかわっているように思われる。再び古文書に目を移し、古文書の表記面から考察してみたいと思う。

古文書はその表記の上から大きく漢字文書と仮名文書とに分けられる。⁽⁹⁾ 次の表は漢語「一定」の使用された文書各々について漢字文書であるか仮名文書であるかを調べたものである。副詞用法以外の用法、つまり名詞(或いは形容動詞)・サ変動詞用法の「一定」が見られる六十六通の文書のうち三十二通(四十八・五%)までが漢字文書であるのに対し、副詞用法の「一定」の見られる文書六十二通のうち漢字文書は六通(九・七%)にすぎない。

		漢字文書	仮名文書	計
副詞用法	6	56	62	
副詞用法以外の用法	32	34	66	

古文書の国語資料としての価値について述べられた最近のものに辛島美絵氏の御論がある。⁽¹⁰⁾ 氏は才段長音の開合と四つ仮名の混乱例、そしてこれらの混乱例の見られる仮名文書の作成者、文書の種類等との関係から、上申文書・書状類を中心とした仮名文書には庶民層の言語、口頭語的な言語が見られるとされる。又、語彙の上からも、比較的口語性の強い言葉が見られることを論じられた。⁽¹¹⁾

副詞用法の「一定」が公家日記の中に多く見られ、教養ある貴族の会話の中に用いられていることからすれば、これを直ちに庶民の言語であると限定することはできないが、上述の諸点を考え合せるならば、漢語「一定」の副詞用法に

は口語的性格を見ることができそうである。

平安時代、記録語等の書記言語を中心として用いられていた漢語が、次第に国語の中に溶け込み、鎌倉・室町時代には多くの漢語が日常語として定着する。ここに、漢語の意味用法の変化という問題をからめて考えてみたい。漢語本来の意味用法に変化が起り、新たな意味用法が生ずるということにおいては、その意味用法の変化自体が漢語の国語化を示すものではあるが、それだけでは漢語の意味用法の変化と日常語・口頭語的性格との関係を論ずるには不充分であるように思われる。漢語の意味用法の変化は、漢語が書記言語である段階で生じ、それが日常語・口頭語へと及んでいったものなのか、或いは意味用法の変化が起る以前に日常語・口頭語として定着し、その後に意味用法の変化が生じたものなのかという点について考えてみたいのである。

このような観点から「一定」の意味用法について見ると、「一定」の副詞用法が書記言語の段階で生じたものであるとすれば、何故公的性格の強い文書に用いられず、もつと多くの漢字文書に用いられなかったのかという疑問が生ずる。しかし、日常語・口頭語の中で生じたものとすれば、この疑問は解決されるように思われるのである。

本稿で取上げた漢語「一定」についての考察のみによって漢語全体へと論を広げる訳にはいかないが、漢語の意味用法の変化が日常語・口頭語の中で生じた例として、「一定」の副詞用法を位置付けることができるのではないだろうか。又、今後の漢語研究における一つの視点ともなり得るのではないかと考えている。

おわりに

漢語「一定」の意味用法について、以上様々に述べてきたが、以下に本稿では検討し得なかった問題、今後の課題として残される点について簡単に記して結びに代えたいと思う。

先ずその一つとして、中国における「一定」の用法がどのようになっていのかという点を考えなければならない。

佐藤武義氏が述べられるように、古く中国には名詞(或いは形容動詞)・サ変動詞用法に相通ずる用法が存するという事は容易に知られることである。⁽¹²⁾しかし、副詞用法はどうであろうか。現代中国語では、

○他一定来。(tā yíding lái.) 彼はたぶん来るだろう。

○一定是。(yíding shì.) きつとそつた。

○我們一定要打倒敌人。(wǒmen yíding yào dǎdǎo dírén.) われわれはあくまでも敵を打ちたおすのだ。

のような副詞用法が存している。⁽¹³⁾この現代中国語における用法が何時頃まで遡り得るのか、そして本邦における「一定」の副詞用法とどのような関係を有するのかが検討されなければならない。

第二として、先の中国における用法との関係についての検討の上にたち、何故「一定」の副詞用法が平安時代後期(十一世紀)に出現するのかという理由が明らかにされなければならない。更に、このような漢語の意味用法の変化の時期が、独り「一定」のみに止まるものなのか、或いはいくつかの漢語にまで広げて考えられることなのかという点も重要になってくる。

第三として、漢語の口頭語的性格という点で、それを如何に実証してゆくのか、その方法になお問題が残されているように思われる。他に有効な方法がないのか模索するとともに、本稿で用いた方法に依って、「一定」以外の漢語についても口頭語的性格を指摘し得るのか否かという検討も残された重要な課題である。

注

(1) 佐藤武義「いちじょう(一定)」講座日本語の語彙9 語誌I(昭和五十八年一月)所収。中山緑朗「古記録の語彙に見る副詞——漢語副詞の登場——」学苑五六一号、昭和六十一年九月。

(2) 以下本稿に使用したテキストは次の通りである。

平安遺文(竹内理三編・東京堂出版)・鎌倉遺文(同上)・九曆(大日本古記録所収・岩波書店)・小右記(同上)・御堂関白記(同上)・後二條師通記(同上)・殿曆(同上)・権記(増補史料大成所収・臨川書店)・春記(同上)・水左記(同上)・中右記(同上)・長秋記(同上)・台記(同上)・兵範記(同上)・山槐記(増補史料大成所収・臨川書店)・吉記(同上)・勤仲記(同上)・吉統記(同上)・玉葉(国書刊行会編八但シ寿永二年十二月マデ)・明月記(同上)・吾妻鏡(新訂増補国史大系所収・吉川弘文館)・玉葉(今川文雄校訂・思文閣出版)・今昔物語集(日本古典文学大系所収・岩波書店)・保元物語(同上)・平治物語(同上)・平家物語覚一本(同上)・曾我物語(同上)・太平記(同上)・義経記(同上)・愚管抄(同上)・延慶本平家物語(汲古書院)・古本説話集(勉誠社)

なお、本稿での用例数は一回だけの調査によって掲げたものである。

(3) 鎌倉遺文既刊第三十六巻までを対象としたものである。

(4) 山田孝雄博士は『平家物語の語法』で副詞用法の「一定」を「決意をあらわすもの」として分類される(二四二九頁)。

(5) 公家日記の解釈は極めて困難であり、分類に迷う例も多い。今後更に検討を加えたい。

(6) 延慶本平家物語における「サダメテ」は疑問の終助詞と呼応する例が十一例と多い。これは本文中に引用される院宣・牒状等の記録体に用いられた八例を含むことによる。

(7) 山田孝雄・山田忠雄・山田英雄・山田俊雄校注『今昔物語二』(昭和五十二年四月、第八刷)補注による。

(8) 公家日記においては、会話引用の型をとりながら消息である場合も多く、その区別は判然としない。今はとりあえず会話文としておく。

(9) 厳密に分類するならば、漢字専用文書・漢字仮名交り文書・仮名漢字交り文書・仮名専用文書となる。ここでは漢字専用文書を漢字文書とし、以下を仮名文書とした。つまり一字でも仮名が存すれば仮名文書とした。但し、宣命書部分の万葉仮名についてはこの扱いではない。

(10) 辛島美絵「国語資料としての仮名文書——鎌倉時代のオ段長音の開合と四つ仮名の混乱表記を通して——」国語学一四六輯、昭和六十一年九月。

(11) 安部美絵「古文書語彙の性格——副詞を中心として——」語文研究第五十七号、昭和五十九年六月。

(12) 注(1)文献。

(13) 倉石武四郎著『岩波中国語辞典』(昭和三十八年九月)による。

〔付記〕 本稿は昭和六十三年八月十二日、鎌倉時代語研究会夏期研究会において口頭発表したものをもとにまとめたものである。席上、又その他の折に小林芳規先生をはじめ会員各氏より貴重有益なる御意見を賜った。記して深くお礼申し上げます。